

PE 登録の手引き

2012年8月現在、日本を含め米国外で FE/PE 試験を実施している国は7カ国あります。米国外で受験を行った場合でも PE 試験合格後、Professional Engineer (P.E.) になるためには、米国のいずれかの州に登録し実際のライセンス証を手にする必要があります。

登録は、基本的には全米50州のどの州でも可能ですが、州によってはレジデンシー（州に居住していること）や、外国人にも SSN（米国社会保険番号）を要求する州がありますのでご注意ください。日本在住の方々の多くは、レジデンシーや SSN を要求しない州に登録しています。なお、州が要求する内容も変更されることがありますのでご注意ください。

PE 登録に必要な要件は州によって異なりますが、標準的なものとして (NCEES Model Law and Model Rules)、3Es (Education, Experience, Examinations) が必要です。このうち日本受験の方は、Examinations が満たされた状態で、Education, Experience は NCEES と JPEC との取り決めにより定めた必要最小限の審査です。したがって Education, Experience については州への登録申請の際に本審査を受けることになります。

Education は EAC/ABET (Engineering Accreditation Commission/Accreditation Board for Engineering and Technology) の認定を受けた (=品質が証明された) エンジニアリング系大学コースと同等であることが求められます。このため、ABET 認定校以外の卒業生は、例えば、大学の履修証明書などを送付して NCEES が有料で行っている Credential Evaluation (ABET 同等評価) 取得し、州に提出する必要があります。なお、日本の工学系大学コースを認定する JABEE は、国際的なエンジニアリング教育相互認証条約 (Washington Accord) を通じて ABET とも交流があることから、日本の JABEE 認定工学系コースを卒業された方は、州 PE 登録の際、その旨を州に申告すれば ABET 同等と認定される場合があります。詳しくは州資格登録局 (Licensing Board) にお問い合わせください。

<PE 登録の基本的な流れ>

- A) **日本での PE 試験に合格する**
- B) **希望する州を決める**
- C) **希望する州 Board に直接申請書を提出する**
- (ア) NCEES の HP (http://ncees.org/Licensing_boards.php) から各州資格登録局 (Licensing Board) にアクセスし必要な書式を Down Load します
- (イ) 申請の際は、日本で受験した NCEES の PE 試験に合格したことを明記し、登録料、業務経歴書、推薦状を提出します
- (ウ) ご自身で NCEES に連絡し合格証明を登録予定州の資格登録局に送るよう依頼します (FE 試験及び PE 試験の合格記録は NCEES に記録されています)
- (エ) 通常、推薦状は 5 通必要ですが、3 通は P.E.の方に書いてもらう必要があります
なお、JSPE (<http://www.jspe.org/>) では会員向けに登録手続きの相談にのっています
- D) **審査・登録**
- (ア) 登録が完了する前に州法のアンケート回答を求められます
- (イ) 登録が完了すると P.E.登録証が送られてきます

《ご注意》

日本試験受験時の Education, Experience は NCEES と JPEC との取り決めにより定めた必要最小限の審査です。したがって、各州資格登録局では、独自に申請者の学歴、業務経験、推薦状などの審査を行います。

このため、PE 試験に合格していても、まれに学歴不的確 (出身大学の課程が米国 ABET の基準に照らして不適合、或いは本人の単位不足) などの要件不足を理由に登録を拒否される場合があります。

これらみなさん個人の事情によって各州資格登録局の要件を満足せず希望する州に登録できない場合がありますのでご注意ください。万一、登録が却下されても JPEC は責任を負いませんのでご了承ください。

登録する州によっては、試験合格から登録出来る期間を限っている場合もありますので、PE 試験合格後はできるだけ速やかに登録することをお勧めします。

以 上